

長野県環境審議会議事録

日 時：令和元年9月12日（木）

午後1時30分から3時35分まで

場 所：長野県庁本館 特別会議室

出席委員

打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、加々美貴代委員、
金子ゆかり委員、小池久長委員、小林泰委員、手塚優子委員、
林和弘委員、福江佑子委員、宮原則子委員、相田達也特別委員代理、
奥山正樹特別委員、鈴木正勝特別委員、吉田俊康特別委員代理

以上 15 名

長野県環境審議会議事録

日時 令和元年9月12日(木)
午後1時30分～午後3時35分
場所 長野県庁本館 特別会議室

<p>司会</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度 第2回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の笠原です。よろしくお願いいたします。</p> <p>始めに委員の出欠の状況をご報告します。本日、都合によりまして、太田信子委員、大和田順子委員、北島直樹委員、藤巻進委員の4名から欠席との連絡をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者15名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、高田環境部長よりあいさつを申し上げます。</p>
<p>高田環境部長</p>	<p>本日は、令和元年度 第2回長野県環境審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様には、ご多用の中、ご出席を賜り、ありがとうございます。</p> <p>皆様には、日ごろから本県の環境行政の推進に、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、先般、軽井沢町で開催されました「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」は、世界的にも大変注目度の高い会合となり、県としましても、会議運営の支援のほか、環境先進県や健康長寿県としての先駆的な取組を発信し、おかげさまで好評を博することができました。</p> <p>多くの皆様に、多大なるご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。</p> <p>県では、会合開催に合わせて「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」を行い、環境大臣にお渡ししました。</p> <p>この「長野宣言」は、気候変動やプラスチック廃棄物などの課題に、地方自治体が協働して取り組むことを呼びかけるもので、現在までに国内外の130の自治体等の賛同をいただきました。今後は、「長野宣言」の具体化に向け、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、皆様ご承知のとおり、現在、県内でも野生イノシシの豚コ</p>

レウ感染が急速に拡大していることから、県では、農政部、林務部を中心に、養豚農場へ豚コレラを侵入させないための対策に、全庁を挙げて取り組んでおります。豚コレラの感染拡大の防止に、ご理解ご協力をお願いします。

本日の審議会では、ご審議をお願いする事項は3件ございます。このうち「第6期野尻湖水質保全計画の策定」と「鳥獣保護区等の指定」の2件については、5月に開催した第1回審議会で諮問をしまして、それぞれ専門委員会でご検討いただいているところでございます。

本日は、それぞれの専門委員会の委員長の、戸田任重様並びに上原貴夫様にご出席いただき、現在の検討状況についてご報告いただくこととしております。もう1件の「御岳県立公園計画の変更」については後ほど諮問申し上げます。

委員の皆様には、それぞれの案件について、幅広い観点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

司会

次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

事前にお届けしました資料が、資料1から資料5です。

また本日、会議次第と出欠名簿等の綴りを配布してございます。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「第6期野尻湖水質保全計画の策定について」の中間報告、「御岳県立公園計画の変更について」の諮問、「鳥獣保護区等の指定について」の答申の3件、報告事項といたしまして、「知事が同意した妻籠水道水源保全地区内の行為に係るモニタリング調査結果について」、「希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証について」の2件でございます。

それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

梅崎会長

それでは、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思います。

1件目は審議事項ア「第6期野尻湖水質保全計画の策定について」の中間報告でございます。

本件は、水質汚濁防止法第21条の規定により、県の区域に属

戸田 専門委員長

する公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項について計画を策定するに当たり、当審議会に意見を聴かれているものであり、本年5月に諮問され、「第6期野尻湖水質保全計画策定専門委員会」において検討をいただいているものです。

本日は、専門委員会の戸田委員長に出席いただいておりますので、現在の検討状況につきまして、ご報告をお願いいたします。

ただ今ご紹介いただきました「第6期野尻湖水質保全計画策定専門委員会」の委員長を務めております戸田です。

専門委員会における審議の状況等について説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

1に記載の趣旨については、第1回環境審議会において諮問された際に説明のあったとおりです。

諮問を受け、計画策定について専門的に検討するために設置された第6期野尻湖水質保全計画策定専門委員会は、2の(1)に記載の5名の委員で構成され、計画の内容などについて審議しております。

専門委員会はこれまでに2回開催しました。

第1回は7月8日に開催し、野尻湖の現状等について事務局から説明を受けた上で、第5期計画の水質保全施策の進捗状況や第6期計画の策定スケジュール、枠組み等について審議しました。

委員からは、近年CODが下げ止まっている原因を検討していただきたい。環境改善だけでなく、現在の良好な水準を維持していくといった書きぶりも必要ではないか。水質保全とともに観光資源としての利活用等を考えていくことで、野尻湖の個性を活かした計画となるのではないかと。といった意見が出されました。

第2回専門委員会は8月23日に、野尻湖周辺の現地視察と併せて開催しました。現地視察では、関川水系の水の流れの状況や水草帯の復元状況等を確認しました。

専門委員会では事務局から「野尻湖の水質の将来予測」及び前回の専門委員会の指摘を踏まえた「第6期計画の素案」が示され、その内容について審議しました。

委員からは、生活排水施設整備率と下水道接続率の数値目標の整合性は取れているか。湖岸沿いの景観が悪い。見た目がきれいな湖であり続けることが環境保全にも繋がるので、地元意識を高める文言を追加できないか。近年、水草が復元しつつあるため、水草の繁茂により利水障害が将来生じる可能性もある。今後の野尻湖の望ましい姿を検討していくことが必要ではないか。現在の水質は利水上の障害となる状況ではない。湖沼水質保全計画に捉われず、野尻湖の今度のあり方を考えた方がよいのではないかと。といった意見が出されました。

2 ページ目、裏面をご覧ください。

8 月 29 日には地域懇談会が開催され、計画の素案について地域住民の皆様から意見を頂戴しています。

これまでの審議等を踏まえた現時点の水質保全計画の素案は、お手元の資料 1－2 です。素案の詳細は後ほど、事務局からご説明いたします。

資料 1－1 に戻っていただき、3 をご覧ください。

前回計画からの主な変更点は、資料に記載の 4 点です。1 点目として「はじめに」に野尻湖の位置図と諸元を追加しました。2 点目として「3 水質保全に資する事業」に、下水道の接続と合併浄化槽の設置を指標とした「生活排水施設整備率」を数値目標として追加しました。3 点目と 4 点目として、「5 その他水質保全のために必要な措置」に、野尻湖の水草に近年、復元の兆しが見られることから、「野尻湖における水生植物のあり方等に関する研究」を、また、野尻湖の魅力を情報発信するとともに、水質保全意識の向上を目的として「野尻湖に人を呼び込むためのエコツーリズムの推進」を、それぞれ追加しております。

なお、第 1 回環境審議会でご頂戴したご意見に対する考え方はその下の表に記載のとおりです。

最後になりますけども、今後のスケジュールは 4 に記載のとおり、計画の素案についてパブリックコメントの手続きにより意見募集を行ったのち、お寄せいただいた意見などを踏まえて素案を修正した上で、第 3 回専門委員会で更に審議を進め、11 月には環境審議会に答申案として計画案を報告させていただきたいと考えております。

私からの説明は以上ですが、引き続き計画素案について、事務局から補足説明をいたします。

梅崎会長

ありがとうございました。引き続き幹事から説明をお願いいたします。

渡辺水大気
環境課長

水大気環境課長の渡辺ゆかりと申します。私の方から引き続き説明させていただきます。着席にて失礼いたします。

野尻湖は、昭和 63 年に淡水赤潮が発生いたしまして水質汚濁問題が生じたことから平成 6 年に湖沼水質保全特別措置法による指定湖沼の指定を受け、これまで 5 期 25 年にわたって水質保全計画を定め、各種対策を行って参りました。

平成 30 年度で第 5 期計画の計画期間が終了したことから、今年度を初年度とする第 6 期計画の策定に向けて専門委員会でご審議いただいているところでございます。

先ほど戸田委員長からご報告があったとおり、これまでに 2 回

の専門委員会と地域懇談会を開催しております。

その際に頂戴いたしましたご指摘等を踏まえ、地元の信濃町や県関係機関と調整の上、第6期計画の素案を作成いたしましたのでご説明したいと思います。

資料1-2をご覧ください。

第1回専門委員会において、第6期計画の構成につきましては、第5期計画の枠組みをベースとすることが了承されております。表紙の上部に記載のとおり、第5期計画と相違する部分は、太字、斜体、下線で示しておりますのでよろしくお願い致します。

1ページをご覧いただきたいと思います。他県の方など、野尻湖のことを良く知らない方々がこの計画を見た時に、野尻湖の位置ですとか情報が最初にわかるように、冒頭に位置図と諸元を追加いたしました。

その下の「野尻湖の概要」につきましても、記載のボリュームを大幅に増やしまして、野尻湖の強みや特徴について盛り込んでございます。県内最大の貯水量を誇る天然湖沼であること、野尻湖の水収支に関すること、透明度が高く景観が美しいこと、かつて野尻湖に生息していたとされているナウマンゾウに関すること等を新たに記載しております。

2ページをご覧ください。

「湖沼水質保全計画策定の背景」と「第5期湖沼水質保全計画までの評価と主要な課題及び対応」を記載しております。

3ページは野尻湖における水質の推移になります。

上から、COD、化学的酸素要求量と、全窒素、全りん、湖心透明度のグラフを載せてございます。ご覧のとおり、いずれの項目も長期的には改善しておりますが、近年は横ばいの状況となっております。CODは環境基準(1mg/L)を達成しておりませんが、全りんにつきましては環境基準を達成しています。また、湖心透明度は近年6m以上で推移しており良好な状況を維持しております。

4ページをご覧ください。

「長期ビジョン」につきましては変更がなく、第6期計画も引き続き同様のビジョンを掲げることとしています。

5ページの「2 水質の保全に関する方針」ですが、(1)の計画期間は、これまでと同様に5年間としております。

(2)の計画期間内に達成すべき目標ですが、まず上の表をご覧ください。水質予測モデルにより対策を講じた場合の令和5年度の水質を予測した結果を踏まえまして、CODの75%値を2.0mg/L、年平均値を1.9mg/L、全りんにつきましては、予測結果が0.005mg/Lと環境基準を達成していたことから現状水準の維持・向上を目標としております。

なお、将来水質の予測結果に影響する要素といたしましては、下

水道接続率の向上といった生活排水対策がありますけれども、野尻湖の流域面積のほとんどは山林が占めていることから、環境基準の達成は困難な状況となっています。

この点につきましては、専門委員会でもご指摘がありまして、「利水状況を踏まえた野尻湖の今後のあり方を検討した方が良いのではないか」という意見もいただいております。今後、検討して参りたいと考えております。

次に下の表をご覧ください。前回の第5期計画から、身近な水質指標として「湖心透明度」を追加しております。透明度の高さは野尻湖の特徴の1つであり、引き続き水質指標として設定いたしまして、地域住民にも一層関心を持っていただき、水質保全に繋げていきたいと考えております。

第5期計画では6.5mの目標値を掲げていましたが、平成30年度は6.2mで未達成となってしまいました。しかし、近年、良好な状態が続いているため、計画期間に達成すべき目標は、第5期計画に引き続き6.5mとしております。

6ページをご覧くださいと思います。

6ページ以降は、具体的な水質保全対策の事業を記載しております。従来から行っている事業がほとんどとなっておりますけれども、今回新たに盛り込んだものもありますので、主な変更部分について順次説明してまいりたいと思います。

まず、(1)の生活排水処理施設の整備についてです。第5期計画では浄化槽の設置基数を目標にしておりましたが、第6期計画からは生活排水施設整備率というものを新たな目標としております。

生活排水処理施設整備率とは、表の下の計算式のとおり、下水道等接続世帯と合併浄化槽設置世帯の合計を行政世帯で割ってパーセンテージを出したものでございます。これを現状の70.2%から令和5年度に75.0%にすることを目標としております。

野尻湖へ流入する汚濁負荷量を減らすために、引き続き下水道への接続と合併浄化槽の設置、それから単独浄化槽から合併浄化槽への転換を進めていくこととしておりますが、野尻湖周辺では高齢化が進んでいることから、目標の達成には、地道な啓発活動などを継続するなどの更なる努力が必要と考えております。

次に8ページをご覧ください。

②の農地対策と③の自然地域対策は、いわゆる非特定汚染源からの負荷削減対策となります。野尻湖の流域面積の約9割が山林・原野等の非特定汚染源であることから、これらの対策が非常に重要となっています。しかし、全国的にも効果的な対策が確立されておらず、ここの対策については苦慮している状態でございます。具体的な対策といたしましては、エコファーマーの認定等、環境に優

しい農業を推進したり、適切な森林整備を行うことにより、地道に負荷削減を図って参りたいと考えております。

9ページをご覧ください。

「5 その他の水質保全のために必要な措置」でございますが、この措置といたしまして(2)の①水生植物に関する調査・研究に変更を加えております。

これまで野尻湖の水草は、水草対策として放流されたソウギョにより食べ尽くされてしまい、保護区以外の場所では生育が見られない状況でございました。しかし、近年、水草が復元しつつある状況です。そこで、第6期計画では、引き続き水草の生育状況についてモニタリングを実施するとともに、野尻湖における水生植物のあり方等に関する研究を進め、野尻湖の望ましい姿の実現を目指すことといたしました。当面は水草の復元を目指しますけれども、将来的に繁茂による利水障害等が生じないとも限らないことから、野尻湖に適した水草のあり方についての研究を進めていくこととしております。

10ページをご覧ください。

「(3) 環境学習の推進及び環境保全意識の啓発」に「②エコツーリズムの推進」を追加いたしました。

観光やレジャーの利活用が多い野尻湖の特徴を踏まえた計画とするため、良好な水質や豊かな自然等を活かして野尻湖に人を呼び込むことによって、野尻湖の豊かな自然環境を身近に感じていただくことにより、水質保全の意識を高めるもので、新たな観光資源を掘り起こし、自然体験プラン等をこれまで以上に情報発信することとしています。

最後に12ページをご覧ください。

野尻地区及び菅川・市川流域における流出水対策推進計画でございます。野尻湖の流域において汚濁負荷量が比較的多い市街地又は農地である野尻地区と菅川・市川流域を、第6期計画においても、引き続き流出水対策地区に設定し、重点的に各種対策を講じていくこととしております。

私からの説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

打越委員

野尻湖の水質問題について、前回の審議会では私自身興味を持ったので、第2回専門委員会で野尻湖の現地視察に行った1週間ほど前に私も野尻湖を見に行きました。見に行かないことには諏訪湖の水質保全計画と野尻湖の水質保全計画の個性がわからない

と思ったので行ってまいりました。

その時に感じたことは、第2回専門委員会の委員の方からのご意見の2つ目、湖岸沿いの景観がよろしくないということを実は私も感じました。

地域の方々にとってみれば、景観が悪いと頭ごなしに言われることは、非常にお気持ちを傷つける可能性があるのですけれども、例えば、アスファルトがでこぼこで雑草が生えているとか、湖岸のブロックの石積みが悪くなっているとか、あるいはボート乗り場の木の足場が腐っているのが見えるとか、そういったことは地域住民の方にとって野尻湖がこの地域の宝物だというプライドを持つ力を落としてしまうかなと思ったので、そういう意味で計画の10ページに水辺に親しみやすい遊歩道や公園等の整備を進めると書いてくださったのはとても大事なことだと思いました。

また、エコツーリズムと言っても単に野尻湖の水質の説明とかガイドをするだけではなくて、例えば、古くなっている木の足場をみんなで修繕してみる体験プログラムを組み込むとか、雑草が生えているのをみんなで刈り払ってみると見た目がきれいになるとか、リゾート地と呼んでもらうためにはそれ相当の景観づくりが大事であり、それは環境部だけではできないことだと思いますので、地域住民の方が野尻湖に思いをより持っていけるような形で水質保全を考えていけたらと思っています。

ですので、前回よりずっと計画がよくなっているとともに、具体的にどのように実践していくのかをナウマンゾウの博物館の館長さんや地域の市町村と是非知恵を絞っていただきたいと思いました。

梅崎会長

幹事から説明ございますか。

渡辺水大気
環境課長

現地まで視察に行っていたということ、ありがたくご意見頂戴いたしました。

この景観の部分は、委員の皆様からも強く言われたところでございます。

この計画は水質保全計画ということで、水質がベースにはなっているのですけれども、景観というものも実際には大きな部分だと思っています。

そういうところをうまく盛り込んで計画を作ってまいりたいと思いますし、実際に具現化するような活動を地元の住民の方々、それと市町村と一緒に考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

梅崎会長

関連してですが、環境影響評価の項目でもある、人と自然の触れ

<p>渡辺水大気 環境課長</p>	<p>合い活動の場、そういう視点が大切だというのが打越委員の意見だと思います。その辺を踏まえて考えていただければと思います。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>また検討していきたいと思います。ありがとうございます。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>他にご意見、ご質問はありますか。</p> <p>質問と要望があります。</p> <p>質問したいことは5ページの水質保全に関する方針の(2)の計画期間内に達成すべき目標のところ、CODの値75%値が2.0、年平均値が1.9と差があり、この2つの値の中で75%値という値は何かということについてお聞きしたいです。</p> <p>また、この目標数値は第5期の計画と全く同じ数値ですが、もう少し数値目標を高くした方がよいのではないかと思います。</p> <p>が、「専門委員の先生方のご意見」というのを見ますと、中に「現在の良好な水質を維持」という表記があり、悪過ぎる数字でもないのだなと思い、インターネットで全国の状況を調べたところ、環境省の検査対象となっている約150の湖の調査結果がみつかりました。</p> <p>平成17年の調査で野尻湖が32位、諏訪湖が129位とあり、野尻湖はそんなに水質は悪くはないと思いましたが、だいぶ前の調査結果ですので、最近の結果を探したところ平成29年の結果がありましたが、都道府県別のランク付けはなく、各都道府県内におけるランク付けでしたので比較のしようがなく、本当にいいのか悪いのかわかりませんでした。</p> <p>達成目標の75%値と年平均値におけるわずかな差について、それには何か意味があるのか、それとも特に考える必要はないのか、それも質問したいです。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>それでは専門委員会の戸田委員長から補足説明をお願いします。</p>
<p>戸田委員長</p>	<p>75%値については後で渡辺課長の方から説明をしていただきたいと思いますが、CODに関しては実は第5期計画の時も委員長を務めさせていただいており、以前は環境基準が1.0で目標値は1.5を掲げていたと思います。</p> <p>先ほど渡辺課長の方から説明があったように、CODの起源のほとんど90%くらいが山林由来であり、手の打ちようがないというところがあって、それ以上目標値だけを上げて、施策をすべて実施しても1.0はとても達成できないということもあって、水質</p>

的に水道水源の取水もなくなって問題もあるわけでもないので、第5期の時はある意味で目標を緩め、1.5から2.0にしたという背景があります。

6期においてもやれることはほとんど実施してあって、生活排水の面で下水道への接続率とか合併浄化槽を増やすということでも多少は負荷量を減らせますけども、それによってCODが2.0から大きく低下するようなことはシミュレーションでも期待できないということがありまして、これ以上厳しくしてもあまり実現性はないということもあって現状維持であり、水質的にも先ほどの全国で何位というのを私は見ていなかったのですが、非常にきれいな方の湖でありますので、あえてここでさらに厳しくする必要はないというような意見が委員会の中でも概ね認められている状況です。

第5期に続いて第6期もそのままという目標値になっています。

75%値については渡辺課長から説明をお願いします。

渡辺水大気
環境課長

年平均値は単純に平均を出したものです。

75%値というのは、やはり平均値だとちょっとでも高い値があると全体的な数字が上がってしまうので、数値を小さい方から大きい方に機械的に並べまして上の25%を削除してその数値を見ますと、だいたい定常の数値になるだろうということで、例えば野尻湖の場合だと年12回測定しておりますので上から25%を落としたというのは、9番目の数値になります。その数値を75%値ということで評価の対象としているということでございます。

宮原委員

よくわかりました。それともう1点要望したいことがあります。

環境学習について書かれている、10ページの(3)の環境学習のところの「①環境学習の推進」ということで、野尻湖のクリーンラリーをおこなうなど、水質浄化池を環境教育の場とすることは素晴らしいことだと思います。

子どもたちが体験を通して野尻湖の水質を保全しなければという問題意識を持たされることは大切なことですが、それにプラスして、「水質を保全するために自分たちに何ができるか？」という実践に結び付けるにはどのような行動をしたらよいか？を考えさせることが必要ではないかと思えます。

問題点を見つけ、その解決に向けて、身近な環境から実践について考えるということは新学習指導要領にも強調されています。

私は20年前から家庭科教諭向けなどの消費者教育講師を務める中で、エコ・クッキングナビゲーター資格を持って、県内各地の成人から小学生までエコ・クッキングの実践指導をしています。

	<p>水の使い方に関しては、使った水はできるだけきれいな状態で流す、これはいくら下水道が普及したとはいえ下水道での処理が大変になるからということで、食器の汚れはふき取り、洗剤はできるだけ使わないようにといった実習を指導しています。</p> <p>子どもが環境学習を学ぶと、そのことを自宅に帰ってから家の人に話すメッセンジャーの役割を果たしてくれることを、指導した生徒の保護者の皆さんにおっしゃっていただいたことがあります。次代を担う子どもだけでなく、周囲の家族たちも巻き込んでの環境保全行動に結びつけることができると思います。</p> <p>ですので、水質保全に向けての体験学習だけでなく、考えさせ、実践につながる学習の必要性についても追加していただければと思います。</p> <p>地域住民等の実践的な行動の促進するようという記載がありますが、野尻湖だけでなく、川も含め、水をきれいにするためには地域住民だけでなく、私たち長野県民全員が一丸となって取り組まなければいけない問題だと思えます。以上です。</p>
梅崎会長	<p>幹事から何かご発言はありますか。</p>
渡辺水大気 環境課長	<p>ありがとうございます。野尻湖クリーンラリーですけども単純に野尻湖の状況を見るだけではなく実際に水生生物を捕まえてみるとか、水質調査をしてみるとか、そういう体験型のものになっておりまして、学校の校長先生からも非常にいい取組みなので継続してやっていただきたいというようなご意見を地域懇談会の中でもいただいております。</p> <p>先ほどいただいたご意見は非常に重要な視点だと思えますのでこの計画を実際に推進していく中でも留意してまいりたいと思えます。</p>
梅崎会長	<p>他にご意見、ご質問ありますか。</p>
林委員	<p>6ページの生活排水の処理施設について、直接流域内の接続率は30年度末で75%、下の表では信濃町全域で30年度末は70.2%で目標を75%にしているが、この表とこの文章の野尻湖の直接流域の目標値との差は何なのでしょう。</p>
渡辺水大気 環境課長	<p>こちらの表につきましては直接流域内の目標値という形では書かれておりませんが、やはり間接流域が非常に広いということですので、生活排水対策という形では町全体で取り組んでいくことが大事だということで目標値としてはここに書かれているように信濃町全体で取り組んでいくという値になっています。</p>

<p>林委員</p>	<p>専門委員会の中でも生活排水施設整備率と下水道接続率については数字の整合が取れているかというご質問もいただいておりますので、それらの数値についてはきちんと整理して対策のほうを進めてまいりたいと思います。</p> <p>先ほどの説明の中で高齢化の進展が接続率に影響しているという話がありました。</p> <p>たしかに下水道の施設は整備しても接続ができない地域があります。家を建て替える予定がないとか、高齢化して跡取りが家に住まないから接続しないという現象がかなり多くて接続率の低下に繋がっているかと思いますが、やっぱりその地域もそのような状況が見受けられるのでしょうか。</p>
<p>渡辺水大気環境課長</p>	<p>かなりそういう部分はあるかと思いますが。あとは、汚水人口普及率という人口で評価するものもあるのですが、そうすると1人世代のところが接続しても人口としては上がっていかないということもありますので、世帯として取り組んでいこうという背景もあり、このような指標を用いたということでございます。</p> <p>なかなか高齢者は浄化槽の設置あるいは下水道への接続が進まないとは思いますが、それにつきましては町と一緒に取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>林委員</p>	<p>助成とまではいかななくても、なにかサポートできる対策ができるといいですね。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>他にご意見ありますでしょうか</p>
<p>福江委員</p>	<p>9ページの「その他水質保全のために必要な措置」のところでご気になる部分がありましたので、ご質問というかコメントさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、(2)の調査研究の推進と活用ということなんですけども、この中でソウギョの駆除というところがありました。</p> <p>ソウギョが水生植物の回復を阻害する要因の1つと書かれているのですが、ソウギョはたしか外来魚だと思いますので、そういった意味では生態系への影響を及ぼすということも1つあると思います。</p> <p>ですので、水生植物の回復だけではなくて生態系の保全という意味でも外来魚を駆除していくというようなことも盛り込んでいただけたらいいなと思います。</p> <p>そして、環境学習の推進及び環境保全意識の啓発の中で、エコツーリズムの推進というものが出てきました。今回、エコツーリズム</p>

を前面に出した計画に変わってきているのかなという感じがします。

ただ、単なるツーリズムといいですか、観光客をたくさん呼びたいということになりますと、山でもそうですけどもオーバーユーズというような問題が生じてきます。

ということは、人が増えることによって改善されてきた水質が元に戻ってしまうという可能性も十分あるわけですね。ですので、本来エコツーリズムという意味で、文言を読む限りではどちらかという観光に特化したような文言になってしまっていますので、こういう調査研究も実施されてきていますし、調査研究をベースにして水質をモニタリング、水辺の生物多様性をモニタリングしながらエコツーリズムを推進していくというような形に文言を変えていただけたらいいなと思います。

ただ実際に野尻湖の調査研究をされているのは環境保全研究所ですよ。何年か前に環境保全研究所の外部評価委員会でもソウギョの話というか野尻湖の話があったと思うのですが、その際もソウギョに関しては水生植物を食べるというだけでの観点でしたので、外来魚であるということを含めていただけたらと思います。

梅崎会長

それでは今のご意見への対応はよろしくお願いします。
他にご質問等ございますか。

手塚委員

10 ページの地元主導による取組の強化のところ、ご質問と懸念とありますが、意見があります。結果としては、打越委員それから宮原委員が言った結果にはなると思うのですが、こういう長期にわたる計画の場合、住民の意識というのは果たして継続しているのかというのを、疑問に思いました。

当初、野尻湖に問題のあったときは、かなりみんなが野尻湖を守るという意識が高まっていたと思いますが、地元だけに押し付けていいのかっていうところが不安な部分だと思います。

なので、よい点だと思ったのが、11 ページの2 番の間接流域の住民との交流連携というところで長野市だとかそれから上流の妙高市の住民との交流会だとかそういうものも書いてあるので、エコツーリズムだけではなくてそういう住民の交流みたいなものがあると地域に住んでいる皆さんの意識の高まりに繋がるのかなと思いました。

梅崎会長

他によろしいですか。多くの意見をいただきました。
時間の関係もありますのでさらにご意見等がある場合は、1 週間を目途にして事務局の方へ提出していただければと思います。

	<p>本件につきましては、ただいま委員の皆様から出されたご意見、今後行われるパブリックコメント、専門委員会での検討を踏まえて次回の審議会で最終的な答申案を審議したいと思いたしますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>次に、長野県知事から本審議会に諮問がございます。</p>
高田環境部長	<p>長野県知事から長野県環境審議会に対しまして諮問いたします。</p> <p>「御岳県立公園計画の変更について」 でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
梅崎会長	<p>ただいま諮問をいただきました。お手元にお配りしましたものがその写しでございますので、ご確認ください。</p> <p>それでは、審議事項イの「御岳県立公園計画の変更について」の審議に入ります。</p> <p>本件は、長野県立自然公園条例第6条第1項の規定により、県立自然公園の公園計画を変更するに当たり、当審議会に意見を聴かれています。</p> <p>それでは幹事からご説明をお願いします。</p>
今井自然保護課長	<p>自然保護課長の今井でございます。よろしくお願いいたします。それでは、資料2-1をご覧ください。</p> <p>長野県立自然公園条例に基づく「御岳県立公園計画の変更について」の諮問です。</p> <p>「1背景」に記載のとおり、県南西部に位置する御岳県立公園は、昭和27年3月に県立公園として指定されています。一方で公園計画は、昭和41年の計画変更から約50年が経過し、地域の実情に合わせた変更が必要となっています。</p> <p>公園計画とは、公園の適正な管理・運営を行う基本的な指針であり、保護又は利用のための規制・事業に関する計画です。日本の自然公園は、区域を公園として指定するもので、公園内の土地所有者は、国や自治体、民間まで様々で一定区域内の土地権限を国が取得するアメリカ等の国立公園とは性質が異なります。</p> <p>そして、事業計画とは言いましても県が全ての事業主体となって実施するものではなく、様々な主体が公園内で実施する事業を</p>

掲載するものです。

「3計画変更の効果」としては、地域の実情に即した保護・利用施策の実施や、優れた自然の風景地保護、生物多様性の確保・利用増進が図られます。

また、自然・社会環境の変化を公園計画に反映させることで、利活用を図る様々な方々の考え方や方向性が整理・共有されます。

本日は、諮問ですので、あくまで予定となりますけれども、

「4公園計画の変更項目」といたしましては、市町村合併に伴う市町村名等の修正に始まり、県立自然公園が準用しております、自然公園法に基づく「基本方針」の追加、施設計画の見直しや、シェルターなどの防災上必要な施設の追加が想定されています。

ここで言う基本方針とは、中長期的な視点に立ち、特別地域等の指定方針、利用のための規制方針を明示するとともに、保護・利用のための施設の整備方針、生態系の維持または回復のための事業の実施方針を明らかにするものです。これは、記載にありますとおり、「国立公園の公園計画作成要領」が平成25年に全部改正され、追加された事項でありまして県立公園においてもこれを準用しているところです。

裏面、2ページをご覧ください。

「5公園計画変更のスケジュール」については、本日の諮問後、地域関係者による「御岳県立公園保護利用協議会」における内容検討や、パブリックコメントを経まして、来年3月の答申を予定しています。

「6」に記載してあります御岳県立公園保護利用協議会については、地域の意向を反映した公園管理体制を構築するため、地域関係者が中心となって総括的に意見交換・協議をする場として、県立自然公園条例第5条に基づいて、平成29年12月26日に設置した組織です。

会員については、地元町村・観光事業者等の他、土地所有者である林野庁に加え、木曾地域振興局で構成されております。

県立公園計画の概要については、資料2-2をご覧ください。

公園計画そのものは、特別地域の名称・地区・面積、利用計画の施設の箇所・種類・位置、道路の起点・終点が箇所毎に表形式で記載された非常にシンプルなものです。

それでは判りづらいので、本資料で文書による説明のほか、写真を掲載してまとめたものとなっております。

表面の1ページには、公園区域や面積、第1種から第3種特別地域、普通地域の保護規制計画の指定状況を記載しています。

裏面2ページをご覧ください、「4事業計画」として利用面で

梅崎会長	<p>の計画ですが、「集団施設地区」、「単独施設」として、宿舎や園地などのほか、車道や歩道の「道路」が個別に記載されておりまして、本資料では、箇所数のみを記載してございます。</p> <p>説明は以上です。よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。今回は諮問ということで、今後のスケジュールを含めて概要を説明していただきました。</p> <p>ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
金子委員	<p>計画策定から50年も経っていますので、計画を変更されるということは必要なことだと理解いたします。</p> <p>その中で、いろいろな事業が挙がってくる可能性があるわけですね。宿舎ですとかトイレですとか、そうしたいろいろな施設ができるということですが、御嶽が噴火した時に山小屋などが利用していた池の水が使えなくなって、一時大変ご苦労されておりました。</p> <p>そういった所に施設を設置したりする時に、水の確保や処理といった点も配慮が必要なのではと思うのですけれども、それは計画の中に含まれるものなのでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>幹事から、ご説明お願いします。</p>
今井自然保護課長	<p>委員からご指摘のありました、御嶽の頂上に二ノ池、三ノ池とありまして、二ノ池というのが、一番大きい所で、その脇に二ノ池山荘という山荘があります。</p> <p>そこは噴火で壊れてしまいましたが、昨年度、トイレも含め、改めて建設がされて、二ノ池の部分の水を山荘事業者等が採取して事業に利用しています。</p> <p>今回、噴火の影響で非常に酸度が高くなって、実際、雪解け水が溜まっているのですが、飲料には適さない状況です。</p> <p>今後、そういうものを利用したりして、施設を設置する際に、公園計画に掲載してあれば、比較的、スムーズに許認可が下りるという流れになろうかと思えます。</p>
金子委員	<p>わかりました。そうしたことがケアされるということですね。</p>
今井自然保護課長	<p>はい。現在、許可で設置された、頂上の3つのシェルターは、個別に許可を取って設置されておりますけれども、今回、3つのシェルターも公園計画に位置付けるので、維持管理が簡易になるというところもありますので、あくまで、予定ではありますが、公園計画への掲載を予定しているところです。</p>

梅崎会長	金子委員の質問に関連して、新たに諮問をいただいた公園計画と安全防災計画との関連はどのようになっているのでしょうか。
今井自然保護課長	安全防災は別の組織で検討しておりますが、ここで施設等の設置が必要であれば、本計画に掲載されていく可能性があるというところ です。
梅崎会長	<p>よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、先ほど幹事から説明がありましたとおり、長野県立自然公園条例に基づく「御岳県立公園保護利用協議会」がご ございます。県において、協議会における内容検討を踏まえ、その意見を反映していただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思 いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。 どうもありがとうございました。</p> <p>次に、審議事項ウの「鳥獣保護区等の指定について」でござい ます。</p> <p>本件は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項及び同法第 12 条第 6 項において準用する同法第 4 条 第 4 項の規定により、当審議会の意見を聴かれているものであり、 本年 5 月に諮問され、「鳥獣専門委員会」において検討をいただい ているものです。</p> <p>本日は、専門委員会で検討いただいた内容についてご説明いた だき、さらに審議を行いたいと思 います。</p> <p>それでは、専門委員会の上原委員長にご出席をいただいておりますので、まずご報告をお願いいたします。</p>
上原委員長	<p>鳥獣専門委員会委員長の上原貴夫です。どうぞよろしくお願 いたします。</p> <p>先程、会長さんに言っていたいただきましたように、5 月に環境審議 会から付託を受けました、本年度の鳥獣保護区特別保護地区等の 指定につきまして、専門的な立場から検討を加えるために、学識経 験者、関係機関、利害関係者等を構成員とする鳥獣専門委員会によ り、現地調査および計画内容の検討を行っております。その結果に ついてご報告させていただきます。</p>

資料3ですが、最初の1ページをご覧ください。ここに計画の一覧が1番に載っております。ここに載っている箇所がそれぞれ2、3、4、5と載っております。ですので、本日審議いただきますのは4つ案件がございます。

1つ目は、一番上にありますが、十の原鳥獣保護区特別保護地区の再指定でございます。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により鳥獣保護区の区域内で、特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生活環境となっている地域を特別保護地区として指定することができますが、本年10月末で10年の期間満了を迎えます。そのために再指定を行うということになります。

2つ目ですが、諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域でございます。農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある区域については、特定の種類を除いた狩猟鳥獣の捕獲を禁止することで、その種類だけを捕獲できる。そういう狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定することができます。長野県においては、狩猟期間中に限りニホンジカとイノシシを捕獲できる区域としています。これも本年10月末で10年の期間満了を迎えるために再指定を行うということになります。

3つ目ですが、中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域です。この3つ目とともに4つ目は距離的には近い所がありますが、烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域がございます。この2つ、いずれも本年10月末で鳥獣保護区の指定期間が満了となりますが、ニホンジカとイノシシの被害が深刻であることを受けまして、本年11月からは新たに狩猟鳥獣捕獲禁止区域として新規に指定する、という案件でございます。

これらにつきまして、鳥獣専門委員会による検討をいたしました。その経過ですが、事務局による現地調査を行った後に、8月19日には、鳥獣専門委員により諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域の現地調査を実施しました。同時に、諏訪市におきまして鳥獣専門委員会を開催して、4つの指定計画の内容について検討を行ってまいりました。

それぞれ繰り返しになりますが、調査・検討の結果です。まず、十の原鳥獣保護区特別保護地区については、指定区分が、希少鳥獣生息地の保護区となっております。ニホンカモシカやヤマネなどの天然記念物、イヌワシなどの希少猛禽類など、多様な鳥獣の生息地となっております。また、当該区域全域が、上信越高原国立公園の特別保護地区及び特別地域に指定されております。植物相についても、高木性の常緑針葉樹の他、わい性の低木群落やハイマツ群落も見られます。なだらかな斜面はクマイザサの草原、標高が下がると落葉広葉樹林となっており、林相の変化に富んだ自

然環境となっております。そのため、鳥獣保護区特別保護地区として再指定して、鳥獣及びその生息地の保護を図る必要性を確認したところでございます。

続きまして、諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域でございます。現地調査を行ってまいりました。区域内には、尾玉小鳥と緑花の散策路を有しております。豊かな自然環境に恵まれて多様な鳥獣を育てております。しかしながら、住宅地近くまでニホンジカの生息が拡大しており、近接農地では、ニホンジカやイノシシによる農作物被害が発生しております。このため、平成21年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定されたものでございます。地域の方々ですが、尾玉地区からの根強い反対もある中ですが、地域住民との話し合いの場を持つなど、例えばどんな点が不安であるのか、また、生活をおびやかしているなどの実態があるのか、など十分に調査し、今回の指定後についても、住民の方々の不安を払拭するために、どのような対応をしたら良いか考えていく、このような約束をした上で再指定する必要性を確認したところでございます。

3番目ですが、中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域です。中部山岳国立公園の特別地域及び普通地域に指定されております。クマタカ・オオタカなどの希少猛禽類の生息も確認されております。これまで鳥獣保護区として指定されてきました。しかし、ニホンジカの生息域の拡大による農林業被害と、イノシシによる被害が深刻な問題となっており、そのため今後は、ニホンジカとイノシシを除く狩猟鳥獣は狩猟による捕獲を禁止することで、野生鳥獣の保護、生息環境を維持しながら、他方ニホンジカとイノシシの狩猟を可能にして、捕獲圧を高めて農林業被害を軽減する狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定する必要性を確認いたしました。

最後ですが、烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域につきましては、同じくこれまで鳥獣保護区として指定されてきましたが、ここもニホンジカとイノシシによる農林業被害が深刻なため、ニホンジカとイノシシを除く狩猟鳥獣は保護して生息環境を維持しながら、農林業被害を軽減する狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定する必要性を確認いたしました。

なお、3つの狩猟鳥獣捕獲禁止区域につきましては、地元関係者からの要望などもありまして、いずれも指定期間を5年間としております。以上、鳥獣専門委員会からの報告とさせていただきます。それぞれの計画案の詳細につきましては、幹事の方からご説明をお願いしたいと思います。

梅崎会長

ありがとうございました。引き続き幹事からご説明をお願いいたします。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

鳥獣対策・ジビエ振興室長の清水靖久です。私の方から説明させていただきます。

資料3をお願いいたします。5月28日の諮問の際にも説明いたしました。鳥獣保護区特別保護地区等につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく制度で、その指定等に際しては環境審議会の意見を聴くこととされております。指定等に当たってのスケジュールでございますが、2ページの6(2)をご覧ください。ここに示します通り、5月の第1回環境審議会で諮問を行い、8月には鳥獣専門委員会による現地調査と検討会議を、そして本日の第2回環境審議会でご審議いただくこととなります。ただいま委員長から報告がありましたとおり、5月の諮問以降8月19日に、鳥獣専門委員会により諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域の現地調査をしていただき、その後、県諏訪合同庁舎において検討をしていただきました。検討に当たりましては、諮問の時にいただきましたご意見を踏まえて鳥獣専門委員会で検討いただきました。

それでは資料の3ページをご覧ください。今回の案件につきましては、この計画位置図に示します十の原鳥獣保護区特別保護地区以下の4件でございます。計画の詳細は資料の4ページ以降になりますが、併せてスクリーンによりまして概略を説明させていただきます。

まず、十の原鳥獣保護区特別保護地区でございます。資料の方は9ページになります。上田市の北東部で、隣接する須坂市の東鳥獣保護区の南側に位置し、705haの鳥獣保護区全域が特別保護地区となります。

4ページにお戻りください。鳥獣保護区の区分は希少鳥獣生息地の保護区でありまして、昭和44年に鳥獣保護区が指定されたのに合わせて指定されたものでございます。本年の10月31日に5期目が終了となりますことから再指定するものでございます。

スクリーンで現地の状況を見ていただきたいと思います。標高2,207m~2,354mの稜線から山麓に広がる一帯でございます。今見えているのが根子岳方面を見ているものです。一帯の植物相につきましては、高木性の常緑針葉樹、わい性の低木群落、ハイマツ群落が見られ、また、クマイザサの草原、落葉広葉樹林も見られます。動物相は、大型哺乳類から、小型の希少種まで多くの種類が生息し、鳥類では希少猛禽類のイヌワシも生息しています。写真は四阿山を望んでいるものでございます。これが根子岳と四阿山が両方写っている稜線の状況でございます。根子岳方面を望んだものです。ここから山麓にかけて一帯に広がっている、更にその角は菅平牧場になっている、そういう地域でございます。これが森林の状

況です。根子岳方面です。

資料の6ページをお願いします。十の原の地区の生息する鳥獣類ですが、先日の環境審議会でのご意見を受け、鳥獣専門委員会で検討した結果、絶滅危惧種などの表示も加えた方がよいとのご意見もいただきまして加えた記載のしかたに直してあります。また、この地区でよく見られるものといった○印につきましては、定義が曖昧ということで全て取り外しております。

8ページをお願いいたします。利害関係者の意見ですが、追加の意見が1名ありましたので記載してございます。農作物被害の防止対策を充分に行ってほしいというものでございます。

次に、諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域です。資料の17ページをお願いいたします。上諏訪駅東側の市街地北東部の、比較的なだらかな山並みで、面積は456haが対象になります。

11ページへお戻りください。当該区域につきましては、昭和54年に鳥獣保護区として指定され、3期目が満了となる平成21年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定されたものですが、本年10月31日をもって指定期間が満了することから、再指定するものでございます。

スクリーンで現地の状況を見ていただきたいと思います。これが区域の遠景です。遠方の山並みが区域の境界になりますが、その中央に団地が開かれておりますが、これが再三説明されております尾玉団地になります。これは区域内的の立石公園から諏訪湖方面を望んだものです。このようなロケーションで諏訪湖方面からの強い西風、上昇気流が吹く所でございます。猛禽類の生息に非常に適した環境ということになっております。これは専門委員会の現地調査の状況です。これは区域の外になりますが、隣接する区域の農地の被害対策の状況でございます。水田等の周りについて、防除対策、防護柵ですとか、防護ネットですとか、電気柵が設けられている状況でございます。この写真はよく見えませんが、電気柵が張り巡らされている状況が確認できます。これは専門委員会の当日の状況でございます。これは諏訪合同庁舎で行いました会議の状況でございます。なおこちらは、先程も申し上げましたが、8月19日に鳥獣専門委員会により、現地調査をしていただいております。

当該地域は市街地から北東部にかけての、標高780m～1,240mの比較的なだらかな山並みで、人工林及び天然広葉樹林が分布する環境で、多様な植物相を有しており、鳥獣の生息環境として好条件を備えています。また、オオワシなどの希少猛禽類も確認されております。

12ページをお願いいたします。ここに生息する鳥獣について示しておりますが、これも先程の説明の通り統一して記載方法を改

めております。

また、前回の環境審議会でご指摘のありました、尾玉町からの反対意見につきまして、鳥獣専門委員会で検討していただきました。先程の委員長の報告にもありましたが、尾玉町の方との面談の場を設け、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定されてから、これまでの間の振り返りと、今回5年間の指定ということで更新することになります。今後こういった対応をしていくのか考えるよう、委員会でご意見をいただきました。それを受けて、尾玉町関係者の方と、諏訪市と県とで、懇談の場を設けさせていただきました。小鳥の散策路では、非常に多くの鳥類が観測されており、貴重な鳥を守るためにも、銃のない安心できる町に、という要望をお聞きしました。尾玉町の住宅地や散策路の周辺では、元々、住居の近く200mの範囲では法律により銃の使用は禁止されており、わなによる猟が中心であることをお伝えした上で、今後5年間で、農林業被害の実態や鳥獣の生息状況など更に詳しく把握して、また野鳥の観察会などの情報についてもご提供いただくという話をさせていただきました。今後につきましては、狩猟期間中のパトロールを一層強化し、散策路周辺を中心に、発泡注意の看板を設置するなど、諏訪市と検討していきたいと考えております。

13 ページをお願いいたします。ここに農林業被害の状況の表を付けておりますが、この中にニホンジカとイノシシの捕獲数が載っております。これは諏訪市全体の捕獲数でございますが、この中で平成29年度の捕獲数について着目していただきたいのですが、ニホンジカにつきましては、許可捕獲が632頭ございますが、このうちこの区域内で捕獲されたものは175頭でございます。狩猟による捕獲数は77頭のうち、この区域で捕れたものが61になります。イノシシにつきましては、許可捕獲、諏訪市全体29のうち、この地域で捕獲されたものが4頭。狩猟につきましては、諏訪市内全部で11頭のうち、11頭全てがこの区域で捕獲されたものとなっております。この数字からもお分かりいただけますように、ニホンジカとイノシシにつきましては、諏訪市全体の狩猟捕獲数のほとんどがこの区域で捕獲されているものでございまして、狩猟についての大変重要なエリアとなっております。そのような事も含めまして、狩猟鳥獣捕獲禁止区域として指定する理由などについて、その他特記事項ということで記載させていただきました。13 ページの下、7番でございます。

次に、中房狩猟鳥獣捕獲禁止区域です。資料の23ページをご覧ください。安曇野市の旧穂高町の西部で、中房川を中心に、北の有明山から南の富士尾山にかけて位置している、面積は1,992haが対象になります。

19 ページにお戻りください。当該区域につきましては、昭和 39 年に国の鳥獣保護区として指定され、その後、昭和 59 年に県の鳥獣保護区として指定されています。本年 10 月 31 日をもって指定期間が満了となりますが、農林業被害が深刻なことから、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定するものです。

スクリーンで現地の状況を見ていただきたいと思います。これが区域の一番下方、入口の方の状況でございます。森林はこのような状況です。これが区域の中房川に沿った中間地点の状況です。これが森林全体の状況でございます。これが上流方面を遠方したものです。これは上流に行きますと有明山ですとか燕岳の登山口に至る、そういった地域でございます。

当該地域は、標高 850m～2,450mまでの急峻で、尾根と沢が複雑に入り組んだ地形となっており、カラマツの人工林、ダケカンバ等の広葉樹が生育する森林環境となっております。

20 ページをお願いします。生息する鳥獣類につきましては、鳥獣専門委員会において、データが少ないので、聞き取りなどでもう少し集めるようご意見をいただきました。委員会の場で、聞き取りをさせていただいた上に、更に安曇野市からの聞き取りなどにより、データを増やし、修正を加えております。

今回、ニホンジカとイノシシによる農林業被害が深刻なことから、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ区分変更するものですが、利害関係者 7 名からは、全員が賛成というご意見をいただいております。

最後に、烏川狩猟鳥獣捕獲禁止区域です。資料の 29 ページをお願いします。安曇野市の旧堀金村の西部で、烏川を中心に南北に位置している、面積は 1,004ha が対象になります。

25 ページをお願いします。当該区域につきましては、昭和 59 年に鳥獣保護区として指定され、本年 10 月 31 日に 4 期目が満了となりますが、農林業被害が深刻なことから、同じく、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定するものです。

スクリーンで現地の状況をご覧いただきたいと思います。このような道路沿いの景観でございます。カラマツの人工林、ダケカンバ等の広葉樹が生育する森林環境となっている所でございます。

資料の 26 ページでございますが、生息する鳥獣類は、同じく、鳥獣専門委員会でのご意見を元に、修正させていただいております。この地区につきましても、同様に、ニホンジカとイノシシによる農林業被害が深刻なことから、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ区分変更するものですが、利害関係者 6 名からは、全員が賛成というご意見をいただいております。

最後になりますが、2 ページのスケジュールにもありますように、本年 11 月 1 日の指定に向けて、本日、答申をいただければと

	<p>考えております。 説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
打越委員	<p>5月の審議会の時に、この指定に関してきちんと地域に根ざした調査をして、またそれぞれの地域住民の声に誠実な検討をお願いしたいと強く言った立場ですので、それに関連してお伝えしたいと思います。</p> <p>まず、諏訪の狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関しては、更新ということですが、地域住民の中で賛否があったということで、とりわけ丁寧に特記事項を書いてくださっているというのは本当に地域の合意形成に向けて努力なされたのだということが伝わってきました。また、諏訪市と地域住民の方と県で個別の面談を行って話し合いをしたというのはとても丁寧なプロセスだと思います。また、平成29年度の農林業被害に関しても、単に諏訪市全体の数値を出すだけではなく、当該区域のニホンジカとイノシシの状況について数値を挙げて説明していただきまして、これが本当に大事な調査なり合意形成のプロセスだったと思うので、高く評価したいと思います。写真を見ても、電気柵やネットを張ってあるのもきちんと確認した上で、しかし数が多いのでということがすごく伝わってきます。</p> <p>他方、今日、答申をまとめるということで、結論を変えるべきと言っている訳ではないのですが、安曇野市の方の中房と烏川の2箇所に関しては、今まで鳥獣保護区であったものを狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更するということですので、逆に言えば判断はきちんとしなければならぬところだと思います。確かに関係者の反対はないのですが、諏訪は各地区の区長さんから意見の聞き取りをしているのに比べると、安曇野市の方は、関係行政機関等の意見だけでまとめてしまっていることと、前回の審議会で、安曇野市全体の被害ではなくて、当該地区でどのような被害が出ているか、どのくらい拠点としてニホンジカやイノシシが多いのか、その地区としての特徴をきちんと解析していただくことをお伝えしましたが、この2箇所は特記事項もないし、冒頭の指定目的、管理方針も同じ文章で、最後のページの当該地域の農林水産物の被害状況に関しても安曇野市の同じ数値が出ているだけです。鳥獣保護区からそうではないイノシシとニホンジカを捕獲できる地区にするためには、やはりここにも特記事項が本来私はあっていいのではないかなと思いますし、どちらの地域にも猛禽類がいるので、やはり鉛弾を使う狩猟をするのであれば、そこへの配慮、あるいは住民や</p>

狩猟者の方にそういうことを伝えるためにも、特記事項をきちんと書くという姿勢が私はあっていいのではないかなと思ったのがまず1点です。

もう1点だけ、豚コレラの関係で、イノシシは数が多いので捕獲していく必要があるというのはこれまでのやり方だと思うのですが、豚コレラの問題が長野県で飛び火したのは平成30年度末でありましたので、ここでの対策等は過去のデータのところにも入っていないと思うのです。これを捕獲していかなければいけないというのと同時に、感染拡大をしないように、例えば狩猟者が山林に入った後にどうするかという事も考えていかなければいけないと思いますので、やはり鳥獣保護区の問題ではあるのですが、変更にあたっての特記事項であるとか、豚コレラ対策で狩猟者にどのように周知していくのかということも含めて、より慎重というか、きちんとした書きぶりのある答申にできた方がいいのかなと思っております。以上です。

梅崎会長

幹事から説明をお願いします。

清水室長

ただ今ご指摘いただきました。最初に豚コレラへの対応について補足させていただきます。イノシシの捕獲によりまして、豚コレラウイルスの、イノシシからイノシシへウイルスがどんどん渡って、だんだん感染地域が広がっていくというメカニズムでございます。その中で、狩猟によってイノシシを捕獲するという事を非常に重要な部分と考えまして、先般、冒頭でもご覧いただいていると思いますが、狩猟期間中の狩猟規制を行わないという判断を長野県はしております。その代わりに、狩猟に入られる皆さんには、交差汚染の防止、当然、感染地域の山に入りますので、例えば靴に付いた泥だとか、そういうものを外に運び出さないという事など、色々注意していただく事がございます。消毒だとか、泥を落とすだとか、そういう事について、入猟にあたって必ず講習会を受けていただく。これにつきましては、豚コレラそのものが、どういうメカニズムで感染が広がっていくか、拡散していくのかも含めまして、かなり中身の濃いものを受講していただいた上で入猟していただく、そのような仕組みを、今、計画しております。そして、そういった事も含めて、特記事項への記載の件でございますが、ご指摘の通り、中房、烏川についても、北アルプスの山麓でございますので、こちらの方は元々、ニホンジカの生息がなかった所ですが、だんだん東の方から西の山麓にもシカが移動して、これがまた北アルプスに上がってしまうという次の問題を抱えています。対策としては、やはり麓でできるだけ数を減らすという事。これまでシカがあまりいなかった地域ですので、あまりワナを架ける事もなか

	<p>った。その間にイノシシもとても増えてしまった。そのような地域でございます。それぞれそのような経過とストーリーがございますので、ご指摘の通り、そういった事については、説明の中で、あるいは特記事項の中で分かるようにまとめてまいりたいと考えております。以上です。</p>
梅崎会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
打越委員	<p>確かに北アルプスに向かっていく所だからこそ、鳥獣保護区だったものを捕獲するというので、それは安曇野市全域とはまた違うこのエリアならではの特徴だと思うので、ぜひとも特記事項に入れた方がいいと感じます。もう1点、実は先程も申し上げましたが、諏訪市の方は地元の区長さんみんなの賛否を問うているのに比べて、安曇野市の方は中房も烏川も、関係組織のみになっています。これは何が理由なのかなあとと思ひまして、地域住民のカラーであるとか、市役所の側の姿勢であるとか、住民の合意形成とか、逆に言うと諏訪の方がすごいので、何が違うのかというのは気になります。</p>
梅崎会長	<p>そういった点を踏まえて、なるべく文言等は反映していただくということにしたいと思います。</p> <p>豚コレラの件で、イノシシからイノシシへの感染のメカニズムを関係の所で説明いただくということでしたが、具体的な感染メカニズムなどを説明していただくと分かりやすいと思います。</p>
清水室長	<p>イノシシからイノシシにウイルスが感染していくメカニズムは、空気感染はございません。イノシシはヌタ場という泥を浴びる所があり、イノシシにとって必須の行動ですが、そういったヌタ場を供用する事によって、そこで例えばイノシシのよだれだとか、排泄物だとか、そういったものを通じて、次のイノシシにウイルスがバトンされていく、そのようなメカニズムでございます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。その他ご意見、ご質問等ございますか。</p>
加々美委員	<p>十の原についてです。私たちは日頃そこで活動していますので、どんな動物がいるか把握しているのですが、本当に豊かな生態系のある場所です。地元の方のJA上田農協さんだけは、条件付きで賛成となっています。農作物の被害が年々大きくなっているとあり、隣接しているのが菅平牧場で、そこには相当ニホンジカが年々増えていて、山に登ってきて、だいぶ上の方までシカの被害が増え</p>

てきています。豊かな生態系を守るためには、隣接している地域の管理がすごく大事だと思いますので、ここ（十の原）を守るイコール繋がりを持っている全体を管理する必要があるのではないかと考えております。ニホンカモシカも生息していますが、シカにだんだんエリアを追いやられているような印象がありますので、一地域をしっかりと指定して管理するのであれば、その周りも関連付けて管理をする必要があると感じています。結局シカに植生をやられてしまうと、そこにいた動植物が減り、指定を受けた地域の生態系も変えていきますので、特定の場所だけでなく全体を見るところも視野に入れていただきたいと思います。あとは、動物の表記ですが、ニホンジカとニホンカモシカとなると、アナグマも多分、ニホンアナグマと言うのではないかと、その辺確認をいただきたいと思います。

梅崎会長

幹事よりご説明をお願いします。

清水室長

ニホンジカの件については、ご指摘のとおりで、一方で増え過ぎたニホンジカの数調節するために、第二種の特定鳥獣管理計画というものを設けております。5年間の計画でございますが、今年は丁度、次期5年間のシカの分布調査等を実施しているところでございます。ご指摘の通り、特別保護地区ですとか、環境全体の保全等、密接不可分なものと考えておりますので、そのような調査をする時にそのような観点で、また、鳥獣保護区等の更新の際にもそのような情報は繋ぎ合わせて考えるようにしたいと考えております。アナグマの件については、確認させていただきたいと思っております。

梅崎会長

よろしいですか。他にご質問、ご意見等ございますか。
よろしいでしょうか。
他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮り致します。
ただ今委員の皆さまからご意見をいただきました部分について、反映できる部分は反映し、文言等については会長に一任という形で答申させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

梅崎会長

次に報告事項アの「知事が同意した妻籠水道水源保全地区内の行為に係るモニタリング調査結果について」でございます。
本件は、JR東海が妻籠水道水源保全地区内で行う行為を知事が同意するにあたり、長野県水環境保全条例第12条第2項の規定

渡辺水大気
環境課長

に基づき平成29年度の当審議会で意見を求められ、当審議会が同意の答申をするにあたり、付帯意見として、JR東海の行為に係るモニタリング調査結果を当審議会に報告するよう求めた経過があることから、その報告をしていただくものです。

それでは、幹事から説明をお願いします。

水大気環境課の渡辺でございます。

今、委員長の方から経過の方をお話いただきましたけれども、再度資料に基づきましてご説明申し上げたいと思います。資料の4-1をお願いいたします。

長野県では長野県水環境保全条例に基づきまして、水道水源保全のため、水道水源保全地区を指定しております。この地区内において、土地の形質変更等する場合はあらかじめ知事に協議して同意を得なければならないとされています。

平成29年4月7日、東海旅客鉄道株式会社（以下JR東海）から木曾郡南木曾町の妻籠水道水源保全地区における中央新幹線の中央アルプストーンネルの建設工事に関して、事前協議がございました。なお、この条例に基づく事前協議は妻籠水道水源が初めての事例になっております。

まずは水環境保全条例の概要について、ご説明したいと思います。参考に水環境保全条例の抜粋をお付けしてございますので、ページをめくっていただいて、5ページをご覧くださいと思います。第11条で知事は水道水源を保全するため、特に必要な区域を、市町村長の申し出により、水道水源保全地区として指定することができることとされており、現在27市町村46地区を指定してございます。保全地区内の規制の内容ですけれども、第12条第1項で保全地区内において、ゴルフ場ですとか、廃棄物最終処分場の建設、1haを超える土地の形質変更を行おうとする場合にはあらかじめ知事に協議して、同意を得なければならないとされています。

第12条第2項で、知事は事前協議があった場合には関係市町村長及び環境審議会の意見を聴くこととされておりまして、また、第3項で同意する場合には水道水源保全のために必要な限度において条件を付すことができるとされております。JR東海からの事前協議書を受けまして、平成29年4月25日に、県環境審議会に水源への影響及び同意する際の条件について諮問いたしました。その後専門委員会で、5回にわたる検討が行われ、平成30年3月13日環境審議会から答申をいただきました。答申には、水源へ影響を及ぼす事態は否定できないけれども、現状で明確に判断することは困難、同意する際には、南木曾町が必要とする最大取水量の確保、観測体制の強化等13項目の条件を付することを求めること

とされました。

県では、環境審議会や南木曾町の意見を踏まえまして、妻籠水道水源への影響の有無ですとか、同意する場合の条件等について慎重に判断しまして、平成30年3月27日JR東海に対して、答申にありました13項目に加えて、モニタリング結果の定期的な報告を加えた14項目の条件を付して回答したところでございます。

同意の内容につきましては、別紙の2、3Pから実際にモニタリングの流れと対応について記載した4Pまで記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

この知事同意の際の条件に基づいて、この5月にJR東海から妻籠水道水源保全地区における平成30年度調査結果が提出されましたので、今回環境審議会にご報告するものでございます。

続きまして、平成30年度調査の概要についてご説明したいと思います。これはトンネル工事着工前の調査という位置づけになってございます。

資料の4-2の1P、2Pに調査地点の一覧、3Pに地点を地図に落としたものが記載されております。今回の調査地点といたしまして、36地点が設定されておりますけれども、これは妻籠第1水源（地点番号16）と第2水源（地点番号14）の周辺を中心に重点的に考えまして、また、山地であるということもございまして、調査や立入が可能であることですとか、毎月の調査において継続してデータが取れる、きちんと確保されることを考慮しながら設定したと聞いております。この地点ですけれども、JR東海が中央新幹線の建設事業の全体にわたる環境影響評価の手続きの中で、既に地下水ですとか、表流水調査地点としているところ、他にも南木曾町の水資源に係る具体的な調査の計画ということで、この同意に至る調査の中で実際に調査している地点、それから新たに2地点を井戸として設定してございます。新たに知事同意書の条件に従って設定したものが、22番と30番の地点になります。この地点につきましては、この4月から調査を開始しておりますので、今回の調査結果の中ではデータの記載はございません。

調査でございまして、調査項目は水温、pH、電気伝導率、流量の4項目を調べてございます。毎月1回の調査となっておりますので、それぞれデータが記載されております。4Pからが調査結果となっておりますので、また詳細の部分をご覧いただければと思っております。新たに設定された地点につきましては、調査の時期が始まっていないところについては、斜線が引かれてございますので、その辺はお汲み取りいただきたいと思っております。今後もJR東海は、月1回の調査を継続して実施してまいりますので、今年度分の結果が判明した後、県に報告がございまして、その際は結果につきまして環境審議会にご報告させていただく予定とし

	<p>ています。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
打越委員	<p>これは毎月調査しているだけでは変化はわからなくて、例えば雨が深い季節や雪の季節であったり、経年同じ月や季節で調査して比較していくものという理解でよろしいでしょうか。</p>
渡辺水大気環境課長	<p>この調査は、まだ工事の方は着工していませんけれども、実際工事着工は数年後にしていますので、継続してやっていく中で、今の水源の状況をおよそ把握できるのではないかと思います。そこで、実際に工事が始まった時に、例えば水質変化があるだとか、水量の変化があるというようなことを見込まれますので、その状況により必要な対応をとっていくという流れになっています。</p>
梅崎会長	<p>本件につきましては、長野県の環境影響評価技術委員会で審議をして、事後報告として、技術委員会の方でも議論しているものであります。おっしゃったように、季節変動はかなり大きいので、バックグラウンドのデータというものになろうかと思いますが、やはりトンネルの掘削の進展とその変化についての対応をとってもらうということが重要だと思しますので、その辺はしっかり要望していった方がよいかと思います。</p>
渡辺水大気環境課長	<p>まず、実際に工事が始まった段階で、何か調査に変化があった場合には、すぐに対応をとるような形になっておりますので、連絡等できるような形になっております。</p>
梅崎会長	<p>他にご意見、ご質問はありますか。</p>
福江委員	<p>専門委員会が開催されていて、その中で、水源に影響が及ぼす事態を否定できないがという文言が、資料4-1の1Pに記載されていますが、想定される影響として、専門委員会の中ではどういった影響の可能性があるかとされているかということと、もし水位の変化ですとか何か影響があった場合に具体的にどのような対応が考えられるのか、シミュレーションといえますか、計画等がもしございましたら教えてください。</p>
渡辺水大気環境課長	<p>影響につきましては、一番懸念されるのは水源が枯渇するとか、水質が悪化するということも含めてですが、予想されるかと</p>

思います。それにつきましては、それに代わった代替水源の確保というところで、現在JR東海と南木曾町の方で色々と協議を進めているところがございます。色々な影響が発生する可能性があると思いますが、その時の対応につきましても、今地元とJR東海の方で色々と協議を重ねているところとお聞きしています。

梅崎会長

他にありますか。よろしいですか。今回のご意見等はできるだけ要望ということで伝えていただくとしまして、報告事項ですのでこれで次に移りたいと思います。

次に報告事項アの「希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証について」でございます。

幹事の方から説明をお願いします。

今井自然保護課長

「資料5-1」 1ページをご覧ください。

長野県では希少野生動植物を保護するため「長野県希少野生動植物保護条例」に基づく保護回復事業計画を策定しています。

この保護回復事業計画は、平成30年度までに14種について策定しており、また、策定後、概ね5年が経過した計画については、順次、評価検証をすすめているものです。

平成30年度に評価検証を行ったのは、表のとおり、ミヤマシロチョウとフサヒゲルリカミキリの2種で、今回はその結果について報告します。

2ページをご覧ください。「評価検証の実施手順」としては、まず計画策定者である県と保護回復事業の実施者がそれぞれ自己評価を行い、それに対して専門家の方々からなる専門小委員会で検証し、最終的に希少野生動植物保護対策専門委員会において、計画の継続の是非の判定をすることとなっています。

「5評価検証結果の反映」については、「計画終了」「計画の見直し」「計画継続」の3つに区分して判定します。

では、それぞれの種についての検証結果について説明します。

3ページをご覧ください。

まず、ミヤマシロチョウですが、亜高山帯の溪流沿いや山腹崩壊斜面の明るい疎林で生活しています。これは食草である「ヒロハノヘビノボラス」等が、ガレ場などの崩壊地に生育するためです。県内では、浅間山系・八ヶ岳山麓などに生息していますが、絶滅危惧の要因として、開発等で生息地が狭められたこと、森林化が進んだことによる生息環境の悪化や、違法な採集などが主要因とされています。

「2計画の目標」としては、安定的にミヤマシロチョウが発生する状態を維持し、生息数を回復することを目標として、監視活

動と啓発活動や関係機関・団体との連携などを行ってきました。

「3計画策定以降の動向」としては、「越冬前の幼虫巢の数」を指標として評価しました。この結果、東御市以外は、各生息地での越冬巢が激減しており、危機的な状況となっています。

「4成果」としては、東御市でも新たな保全団体が設立されたことや、各地域での保全団体による保護活動が行われたこと。パトロールや監視・啓発活動などが継続されたことが挙げられます。

こうした成果・現状を踏まえて、専門委員会による議論の結果、保護回復事業計画については、「計画継続」との判定がなされました。ただし、生息環境の維持などに関する意見などが付帯意見として付いています。

続いて、フサヒゲルリカミキリの評価検証について説明します。

4ページをご覧ください。

フサヒゲルリカミキリは、高原の草原や湿地に生息するカミキリムシです。食草のユウスゲは、人為的な刈り払いや野焼きが行われる草原に生える植物ですが、ユウスゲの生育に適した環境の減少、ニホンジカによるユウスゲの食害、珍しいカミキリであることによる捕獲圧が、減少の要因とされています。

「2計画の目標」としては、個体数の回復と生息環境の維持を目標としていましたが、計画策定時にはかなり危機的な状況であったため、捕獲個体を人工的に飼育していく取り組みも想定していました。

「3計画策定以降の動向」としては、①個体確認数、②食草の生育状況、③保全団体の活動状況を指標として評価しました。フサヒゲルリカミキリの個体数は計画当初から確認できていなかったため、危機的な状況に変わりないものの、食草の生育状況や保全団体の活動状況については改善がみられました。

「4成果」としては、諏訪地区の保全団体による毎年の刈り払い作業によって、ユウスゲが増えることが実証できたこと。また、木曽地域では様々な団体が希少種保全に関わってくれるようになってきたことが挙げられました。

専門委員会においては、直近5年間も生息情報がないことについても議論されましたが、まだ個体が生息している可能性もあることから、「計画継続」との判定がなされました。

ただし、今後の広範囲な調査と、個体が見つかった場合の保全体制を構築していくように付帯意見が付いています。

説明は以上です。

梅崎会長

それでは、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願いま

	す。
梅崎会長	ミヤマシロチョウについては減少となっていますが、何か具体的な対策などは検討過程で出てきていますか。かなりの地域が減少となっていますね。
今井自然保護課長	結果として、東御市以外では減少になっているという厳しい状況です。
梅崎会長	では、現状は評価どおりで合っているということですね。
今井自然保護課長	計画は「継続」となったので、当初計画を引き続き実施していくという状況になっています。
梅崎会長	減少の要因としては何かありましたか。
今井自然保護課長	一つは、森林化による生息環境の悪化で、この改善が課題となっており、減少要因として挙げられていますので、保護団体の皆様と連携しながら取り組んでいきたいと思えます。
梅崎会長	よろしくお願いします。
打越委員	<p>とても切ない報告だなと思えました。例えば、ユウスゲなどの食草が回復しても、生息地を守るために住民の方が頑張っている、小さな昆虫そのものがなかなか戻ってこない、数が増えないという状況です。</p> <p>事例シートを見ると、後継者がいないとか、逆に東京方面の人が参加してくれているが連絡が大変だとか、一生懸命頑張っているが成果が出ないというのは住民の方々にとってもとても切ないことなのではないかと思えます。</p> <p>とはいえ、「継続」になったということで、成果が出ましたというだけではなく、これだけ地域のために頑張っている人々がいるということを信州環境フェアでパネルで示すとか、努力を多くの人に見せる場などを作ってあげることが目標の継続になるかと思えます。頑張っていたきたいとお伝えください。</p>
梅崎会長	よろしいですか。他にご発言等はございますか。
小池委員	<p>ミヤマシロチョウの専門委員会による保護回復事業計画の判定のコメントにもあることは、実際に行われているのでしょうか。</p> <p>五竜遠見の成功事例では、自生する植物の種を自分たちで採取</p>

	<p>するような地道な活動をしていました。</p> <p>例えば、富士見町ではホテイアツモリソウの繁殖をニチレイと一緒にやりましたが、人工的に繁殖したものは元の場所に植え戻すことができない。県民の財産であり長野県の宝である希少種をなくしてしまうと、もう二度ともとは戻らないので、ここに書いてあるようなDNAの保存、種子の保存などしていくような努力をしていかないといけない。なくなってしまったから終わりという訳にはいかない。</p> <p>長野県を環境という部分で振興させていく意味でも、これからは1つの植物も動物も絶やしてはいけない。まさにこれがG20の「長野宣言」であってイコールだと思います。「長野宣言」をした足元から「あれが無くなりました、これが無くなりました」では意味がないと思いますので、確かに残していくのは大変だと思うが、なくしてしまえば取り返しがつかないので、よろしく願いしたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>幹事の方から何かございますか。</p>
今井自然保護課長	<p>富士見町でのニチレイとの協働によるホテイアツモリソウの保全対策などは、県も一緒になって生物多様性のパートナーシップ協定を結んだうえで企業からの支援を受けながら保全対策を進めている一つの優良事例です。</p> <p>既に16協定があり、民間の企業からの支援を受ける形態もあるので、活用しながらすすめていきます。</p>
梅崎会長	<p>今、小池委員から指摘があったことですが、保護回復事業計画でこういう評価が出たときに回復事業の重点的な推進策などはやっていますか。</p>
今井自然保護課長	<p>評価検証をする中で「継続」としたが、その視点も欠かさないで取り組んでいきたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>よろしいですか。他にありますか。金子委員どうぞ。</p>
金子委員	<p>自然に対する取組みであり、1年に1サイクルという生物を扱う訳ですから根気のいる作業だと思うが、根気よく続けていってほしいと思います。</p> <p>また、より多くの理解者を増やすということを手前にすすめていくことで、活動が広がったり行いやすくなると思いますので、引き続きのご尽力をお願いしたいです。</p>

梅崎会長	<p>他にご意見、ご質問はありますか。福江委員どうぞ。</p>
福江委員	<p>私は、希少野生動植物保護対策専門委員のメンバーでもあるし、浅間山系ミヤマシロチョウの会の会員でもあります。</p> <p>もう20年近く、こうした委員会があって回復事業が行われています。1年に1種くらいしか保護回復事業計画が作れないかもしれないが、それと並行してかつて作った保護回復事業計画の評価をするシステムがあるのはたぶん長野県くらいしかないと思います。そうした意味でも、保護の体制として長野県はよく頑張っていると思います。</p> <p>ただ、全国的に言えるのは、自然保護やいきもの・生物多様性に関する関心というのはさほど深くなく、どうしても経済優先になってしまうという現状があります。</p> <p>そのなかで、色々な団体が頑張っている訳ですが、高齢化があったりして、興味を持つ人の人数を増やせないという問題があり、保護団体自体が「絶滅危惧種」になっている現状です。</p> <p>環境の中でも生物多様性の位置付けを明確にして、県の中でも横断的に、環境部だけでなく他の部局も含め、特に教育関係の部も一緒になって環境教育や生物多様性パートナーシップ事業を進めていってほしいです。</p>
梅崎会長	<p>今の発言に対して幹事の方から何かございますか。</p>
今井自然保護課長	<p>生物多様性の保全対策では、それぞれの種ごとに団体が活動しているが、「生物多様性ネットワークきずな」という組織を平成27年に立ち上げており、横断的な組織を作って情報交換の場を作っています。多くの皆さんの参画を得ていきたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>他にご質問、ご意見等ありますでしょうか。</p> <p>この委員会の委員の皆さんからは、信州の独自性ということが聞かれますが、希少種はその象徴だと思います。重点化を含めた施策が出てくると長野県の特徴が明確になるとと思います。よろしくお願いします。</p>
梅崎会長	<p>よろしいでしょうか。では、報告事項についてはこのくらいにしたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>

梅崎会長	(なし) よろしければ、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。
司会	梅崎会長様、委員の皆様ありがとうございました。 以上で本日の審議会を閉会させていただきます。 なお、次回の審議会は11月を予定しております。日程は現在調整中であり、改めてお知らせいたします。 本日は大変お疲れ様でございました。